

答 申 第 1 2 0 号
(諮 問 第 1 2 1 号①)

令和 7 年 (2025 年) 1 月 31 日

鎌倉市教育委員会 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 4 年 (2022 年) 10 月 31 日付け鎌教委教総第 4296 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

個人情報一部開示決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和3年（2021年）12月16日付けで、審査請求人が個人情報の開示を請求した「鎌倉市立□□学校及び鎌倉市教育委員会において〇〇に関する情報 △学年以降すべて」について、実施機関鎌倉市教育委員会が令和4年（2022年）1月24日付け鎌倉市教育委員会指令教指第4号で行った個人情報一部開示決定処分は妥当である。ただし、非開示とした情報のうち、別表に掲げるものは開示すべきである。

2 審査請求の経緯と主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 個人情報開示等請求書の提出

審査請求人は、令和3年（2021年）12月16日付けで鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号。以下「旧条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「鎌倉市立□□学校及び鎌倉市教育委員会において〇〇に関する情報 △学年以降すべて」に係る個人情報開示等請求（以下「本件請求」という。）を法定代理人を通じて行った。

イ 本件処分について

実施機関は、本件請求に対し、教育指導課が保有する個人情報について令和4年（2022年）1月24日付け鎌倉市教育委員会指令教指第4号で個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、さらに、教育指導課以外にも本件請求に対して開示する個人情報があったことから、教育センターが保有する個人情報について同年2月4日付け鎌倉市教育委員会指令教セ第6号で個人情報一部開示決定処分を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、上記2件の処分に対し、令和4年（2022年）5月13日付けでそれぞれ審査請求を行った。

エ 審議の分離

実施機関は、提起された2件の審査請求が同一の審査請求人から提出されたものであり、本件請求の内容及び審査請求日がいずれも同じであることから、併合して審査会へ諮問した。

審査会は、当該2件の審査請求について検討した上で、請求対

象文書が異なることから、鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会規則（平成5年10月規則第17号）第5条の規定に基づき、2件の審査請求を分離し、本答申においては、本件処分に対する審査請求についてのみ審議することとした。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分のうち書類番号②－9補助簿について、非開示部分の開示を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和4年（2022年）5月13日付けで提出した審査請求書及び同年8月3日付けで提出した反論書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人による口頭意見陳述は実施していない。

ア 本人には知る権利があること。

イ 本人が本人のことを知るための個人情報開示であるのに、非開示にされることが理解できないため、開示を求める。

3 実施機関の個人情報一部開示決定理由説明要旨

令和4年（2022年）7月8日付けで提出された弁明書及び令和6年（2024年）2月13日に実施した実施機関の口頭による決定理由説明によると、実施機関が個人情報一部開示決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 審査請求人は、「本人には知る権利があり、開示を求める。」と主張しているが、知る権利も無制限ではない。

(2) 本件処分で一部開示した個人情報のうち、審査請求人が非開示部分の開示を求めるのは、「②－9補助簿（評価材料ごとの基準点及び満点、評価数値（～記載省略～）、第△学年1学期の客観的数値以外の評価）」（以下「補助簿」という。）である。

補助簿は、法令に基づき作成されるものではなく、形式や記載事項に制限はないこと、正確な成績評価を行うため各教師において個人的、備忘録的に記載する補助資料であり、開示を予定しているものではないことから、評価者の個人的資料である補助簿を開示することは評価者の萎縮を招くおそれがある。

(3) 補助簿に記載している基準点及び評価数値の情報は、教育事務の

性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから非開示としているもので、基準点及び評価数値を非開示とした理由は、次のとおりである。

ア 基準点

成績評価にあたり各評価材料の重みを点数で示したもので、仮に開示すると、当該情報を知り得た生徒が基準点の配点が高い評価材料の学習を優先するなど、学習への取り組みかたに軽重をつけるおそれがあり、また、様々な能力を広く涵養するという教育目的の達成が困難となるおそれがある。

イ 評価数値

学校が生徒に伝達する成績評価の元になるものであり、仮に開示すると、自己に伝達された数値と比較することにより、当該評価材料の基準点を推測することができ、各評価材料の重みづけが判明する。かかる情報を入手したその他の生徒、特に下級生が学習への取り組み方に軽重をつけるなどして、教育目的の達成が困難となるおそれがある。

ウ 評価数値は、必ずしもテスト等の客観的得点のみに基づき決定されるのではなく、教師の専門的知見からの見取りや解釈を基に評価材料ごとの主観的評価を加味して数値化したものもある。

このような主観的評価は、テスト等の得点を機械的に評価するのみでは適切に反映し得ない学習成果等を評価するため、活用されており、仮に評価数値を開示すると、その他の生徒の点数と比較をすることにより、テストの得点が同等であるにもかかわらず補助簿上の評価が異なる生徒がいることが明らかとなり、生徒間に無用な誤解、混乱を生み、場合によっては、生徒と教師の信頼関係を大きく損なうおそれがある。

さらに、教師はかかる事態回避のため、テスト等の得点を重視する成績評価や授業運営に傾き、生徒の特性や差異に応じた柔軟な評価や、それを可能にするための授業運営の工夫を控えるようになるなど、今後の授業や評価の形骸化及び硬直化が生じる可能性が大いに考えられる。

- (4) 以上のことから、本件処分は妥当であり、審査請求人の主張に理由はないことから、本件処分に対する審査請求を棄却するよう求める。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 審議の分離等について

審査請求人は、実施機関及び自身が通学していた学校が保有する自己情報の開示を求める本件請求を行ったところ、実施機関は、教育指導課及び教育センターがそれぞれ保有する審査請求人に係る個人情報を対象文書として特定し、旧条例第 19 条第 1 項第 2 号及び第 6 号に該当するとして、それぞれ一部非開示決定処分を行った。

令和 4 年（2022 年）5 月 13 日に提起された 2 件の審査請求は、同一の審査請求人から法定代理人を通じて提出のあったもので、本件請求の内容及び審査請求日がいずれも同じであることから、当審査会に併合して諮問があったものである。

当該審査請求について当審査会で検討したところ、本件請求の内容は 1 件であるが、審査請求の対象となった文書が異なる性質のものであることから、当審査会においては当該審査請求を分離して審議し、本答申では、補助簿に係る本件処分について審議を行うこととした。

審査請求人は、実施機関が示した非開示事由に該当しない旨の主張をしていることから、一部非開示とした実施機関の本件処分について、以下、検討する。

(2) 旧条例第 19 条第 1 項第 6 号該当性について

ア 旧条例第 19 条第 1 項第 6 号は、個人情報の開示請求者に対して、当該開示請求に係る個人情報「実施機関又は国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」は非開示とする旨を規定している。

イ 当審査会が補助簿を見分したところ、実施機関が説明するとおり、実施機関が非開示とした箇所には、本件生徒の評価材料ごとの基準点及び評価数値が記されていた。

実施機関から聴き取ったところによれば、「評価数値は、生徒本

人に示されるテスト等の点数とは異なり、教師が専門的知見からの見取りや解釈を基に評価材料ごとの主観的評価を加味して数値化されたもので、基準点も含め生徒には開示されていない」とのことであった。

これを公にすることとなれば、生徒の特性に応じた授業の実施や生徒の評価が困難となるおそれが生じることから、実施機関における事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、旧条例第19条第1項第6号に基づき非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ しかしながら、これらの情報のうち、既に開示されている部分から非開示とした部分の数値が判明する箇所がある。こうした容易に数値が判明する部分については、非開示とすべき理由は見出し難く、別表に記載する箇所は開示すべきである。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表) 公開すべき情報 ～記載省略～

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日		内 容
R	3 / 12 / 22	個人情報開示請求書が提出される (同年 12 月 16 日付け)
	4 / 1 / 24	個人情報一部開示決定通知書
	5 / 16	審査請求書が提出される(処分庁:鎌倉市教育委員会 教育指導課 審査庁:教育総務課) (同年 5 月 13 日付け)
	7 / 8	処分庁が審査庁に審査請求に係る弁明書を提出
	8 / 4	審査請求人が審査庁に反論書を提出 (同年 8 月 3 日付け)
	10 / 31	審査会に諮問
	6 / 2 / 13	第 154 回審査会で審議 (実施機関の口頭による決 定理由説明)
	4 / 8	第 155 回審査会で審議
	5 / 31	第 156 回審査会で審議
	6 / 28	第 157 回審査会で審議
	7 / 26	第 158 回審査会で審議
	9 / 12	第 159 回審査会で審議
	11 / 7	第 160 回審査会で審議
	7 / 1 / 16	第 162 回審査会で審議
	1 / 31	答申(答申第 120 号)